

# 滋賀県営繕工事電子納品要領(案)

2026年(令和8年)4月

滋賀県交通まちづくり部建築課

# 1 総則

## 1-1 適用

「滋賀県営繕工事電子納品要領」(以下「本要領」という。)は、滋賀県交通まちづくり部建築課が発注する営繕工事において、設計図書に規定された工事関係図書および完成図等を電子成果品として納品する場合における電子データの仕様を定めたものである。

### 【解説】

本要領は、滋賀県交通まちづくり部建築課が発注する営繕工事において、設計図書に規定された工事関係図書および完成図等を電子成果品として納品する場合における電子データの管理項目やフォルダの構成等の仕様を定めたものである。

各工事において適用されている規定と本要領の規定に差異がある場合は、監督職員と協議すること。

## 1-2 用語の定義

本要領に使用する用語の定義は、次に定めるところとする。

- ・ 電子納品とは、本要領に基づき電子成果品を納品することをいう。
- ・ 電子成果品とは、本要領に基づき電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

### 【解説】

受注者は、電子納品の対応が出来ないものについては、事前協議の際に発注者へその旨を報告し、「紙」による納品を行うことができる。

# 2 フォルダ構成

電子成果品は、次に示すフォルダ構成とする。

電子媒体のルート直下に、「工事完成図」「保全資料」「契約関係書類」「工事工程表」「施工計画書」「施工体制」「建退共関係」「使用材料関係」「施工図・施工承認図」「材料検収関係」「品質管理関係」「各種試験成績書」「工事日報・月報」「工事打合せ記録」「工事写真」「機器完成図」「諸官庁申請書」「指示票、パトロール・前回検査時指摘事項処理記録」「その他」のフォルダを配置する。

なお、格納する電子データファイルがないフォルダは作成しなくてもよい。

## 【解説】

### (1) 電子媒体のルート

電子媒体には、下図を参考に各フォルダを配置し、工事管理書類をPDF形式で格納する。

#### ④ 電子媒体

- ├─ (01) 工事完成図
  - ├─ 01\_完成図(CADデータ)
  - └─ 02\_竣工写真
- ├─ (02) 保全資料(施設引渡し書類)
  - ├─ 01\_引渡し書類
  - └─ 02\_保全に関する書類
- ├─ (03) 契約関係書類
  - ├─ 01\_契約書
  - ├─ 02\_着工時提出書類
  - ├─ 03\_各種保険
  - ├─ 04\_監督職員通知
  - ├─ 05\_請負代金額の内訳明細書(請負代金内訳書)
  - ├─ 06\_出来形検査時提出書類
  - ├─ 07\_完了時提出書類
  - └─ 08\_創意工夫、社会性等に関する実施状況報告書
- ├─ (04) 工事工程表
- ├─ (05) 施工計画書
- ├─ (06) 施工体制
  - ├─ 01\_施工体系図
  - └─ 02\_施工体制台帳(添付書類含む)
- ├─ (07) 建退共関係
- ├─ (08) 使用材料関係
  - ├─ 01\_工事(機器・材料)使用承認願・届書
  - └─ 02\_工事使用材料メーカーリスト
- ├─ (09) 施工図・施工承認図
- ├─ (10) 材料検収関係
  - ├─ 01\_納入材料検収簿・検収写真
  - └─ 02\_納品書、出荷証明書
- ├─ (11) 品質管理関係
  - ├─ 01\_一工程施工報告書
  - ├─ 02\_必要数量計算書
  - ├─ 03\_出来形管理検査記録
  - ├─ 04\_産業廃棄物処理記録(マニフェストシステムA, B2, D, E票の写し)
  - ├─ 05\_再生資源利用計画書(実施書)
  - └─ 06\_その他必要な書類
- ├─ (12) 各種試験成績書
- ├─ (13) 工事日報・月報
- ├─ (14) 工事打合せ記録
- ├─ (15) 工事写真
- ├─ (16) 機器完成図
- ├─ (17) 諸官庁申請書
- ├─ (18) 指示票、パトロール・前回検査時指摘事項処理記録
- └─ (19) その他

### (2) 要領に記載されていないフォルダの取扱い

本要領に記載されていないフォルダは、受発注者間の協議により決定する。

また、デジタルカメラで撮影した工事写真は、本要領で規定する電子納品と併せて、別の電子媒体にオリジナルデータを格納し提出するものとする。

### 3 ファイル形式

電子成果品のファイル形式は、以下のとおりとする。

- ・ 工事管理ファイルのファイル形式はPDF形式とする。
- ・ 図面ファイルの形式は、原則としてSXF(P21)形式またはJWW形式とする。ただし、文字情報が主となる仕様書等において、図面の作成にCADを用いていない場合の保存形式はPDF形式とする。
- ・ オリジナルファイルを作成するソフトウェアおよびファイル形式は、受注者が決定することができる。ただし、可能な限り一般的なソフトウェアを利用するよう努める。

### 4 ファイルの作成

#### 4-1 図面ファイルの作成

- ・ 図面ファイルは、1図面1ファイルとなるよう作成する。

#### 4-2 工事管理書類ファイルの作成

- ・ 用紙サイズはA4縦を基本とする。
- ・ 印刷を前提とした解像度および圧縮の設定を行う。
- ・ 不要なフォントの埋め込みは行わない。また、特殊なフォントは用いない。

#### 【解説】

- ・ 用紙サイズをA4縦の標準設定で、ファイル変換する。
- ・ 資料ファイルを印刷した時に、文書、表、図、写真の中身が判読できるように解像度や圧縮を設定して、ファイル変換する。

#### 4-3 工事管理書類ファイルの編集

- ・ パスワード、印刷・変更・再利用の許可等のセキュリティの設定を行わない。

## 5 電子成果品

### 5-1 電子成果品

電子成果品の情報は、次の条件を満たさなければならない。

- ・情報の真正性が確保されていること。
- ・情報の見読性が確保されていること。
- ・情報の保存性が確保されていること。

#### 【解説】

- ・電子成果品が第三者により書き換えられないようにするため、電子成果品には、真正性、見読性、保存性を確保する必要がある。
- ・真正性の確保とは、正当な人が作成した電子成果品の情報(文書、図面等)に対し、故意又は過失による虚偽記入、書き換え、消去および混同が防止されているとともに、第三者から見て作成の責任の所在を明確にすることをいう。
- ・見読性の確保とは、電子成果品の情報(文書、図面等)を必要・目的に応じてパソコン等電子機器を用いて速やかに確認可能な状態を確保することをいう。
- ・保存性の確保とは、電子成果品の情報(文書、図面等)が、規定で定められた期間において真正性と見読性を満足した状態で保存することをいう。
- ・上記の3条件を満たす電子的な納品の手段として、CD-R(一度しか書き込みができないもの。)の使用による納品を原則とする。
- ・CD-Rの論理フォーマットは、Joliet 又はUDF(UDF Bridge)とし、Joliet を原則とする。
- ・原則として、1枚の電子媒体に情報を格納する。
- ・原則としてCD-R の使用とするが、データが大容量になる場合は、特定のシステムに依存しないフォーマット形式や再生ドライブの普及度を考慮して、DVD-R 又はBD-Rの使用も協議により可とする。
- ・DVD-R にデータを記録する(パソコンを使って記録する。)際のファイルシステムの論理フォーマットは、UDF(UDF Bridge)とする。
- ・BD-R にデータを記録する(パソコンを使って記録する。)際のファイルシステムの論理フォーマットは、UDF2.6 とする。

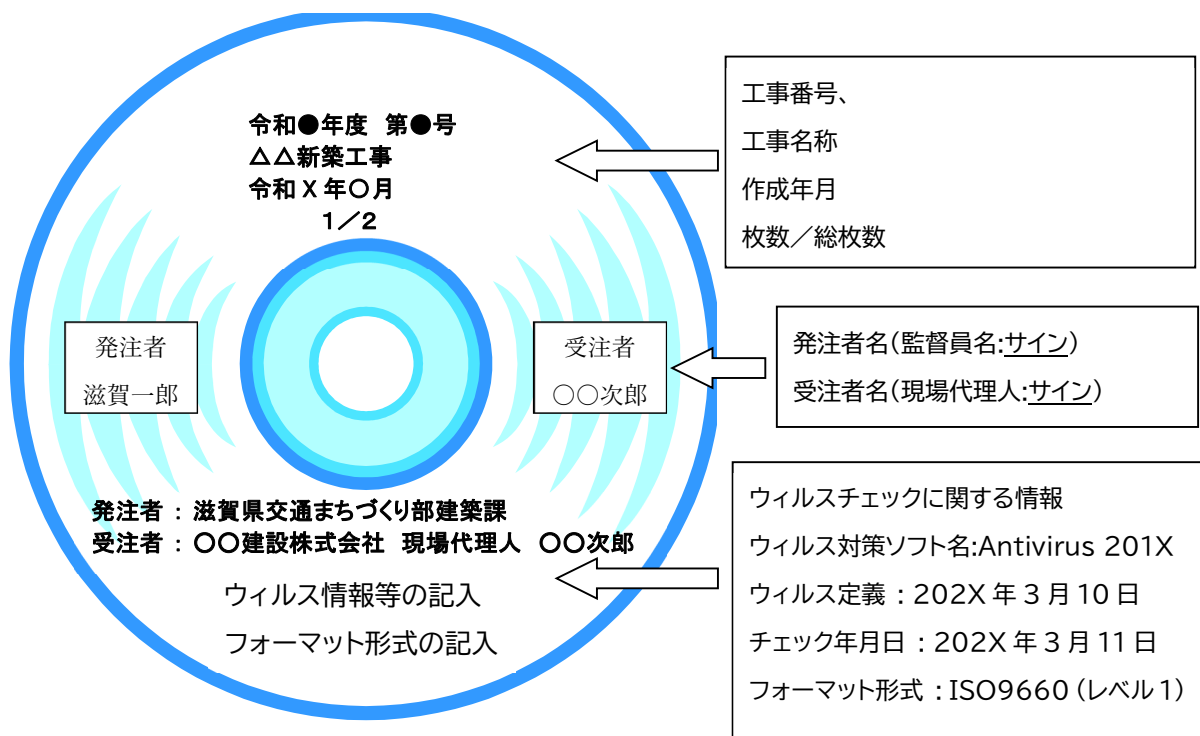
## 5-2 電子媒体の表記規則

- 電子媒体には、「工事番号」、「工事名称」、「作成年月」、「発注者名称」、「現場代理人氏名」、「受注者名称」、「枚数／総枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」を明記する。

### 【解説】

- 電子媒体には、必要な項目を表面に直接印刷するか、油性フェルトペンで記入し、表面に損傷を与えないよう十分注意する。
- シールは温湿度の変化により伸縮し、電子媒体に損傷を与えるおそれがあるため使用しない。
- 「ウイルスチェックに関する情報」には、使用した「ウイルス対策ソフト名」「ウイルス定義年月日」若しくは「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。
- 電子媒体のラベル記載例については、以下を参照する。

### 【記載例】



- 電子媒体ケースは、プラスチック製などのハードケースとし、背表紙に工事番号、工事名称および作成年月を記載する。

## 6 その他

### 6-1 営繕工事電子納品要領の準拠

営繕工事電子納品要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室)に基づき、電子成果品を納品することができる。

#### 【解説】

本要領によらず、営繕工事電子納品要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室)に基づき、設計図書に規定される工事関係図書および完成図等を電子成果品として納品することができる。

この場合、納品するフォルダ構成やファイル名称等については、事前に監督職員と協議するものとする。